

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（練馬区決定）

東大泉住宅を東大泉一団地の住宅施設に名称を改め、次のように変更する。

名 称	東大泉一団地の住宅施設		
位 置	練馬区東大泉三丁目地内		
面 積	約 2.5 ha		
建 築 物 の 限 度	建築面積の敷地面積に対する割合	4/10 以下	
	延べ面積の敷地面積に対する割合	14/10 以下	
住 宅 の 予 定 戸 数	高 層	——	
	中 層	約 520 戸	
	低 層	——	
	計	約 520 戸	
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	団地の外周に、原則として幅員 6 m 以上の区画道路を配置し歩道または歩行者通路を設置する。
		公 園 お よ び 緑 地	街区公園：2 箇所、合計約 4,300 m ² 公 園：1 箇所、約 620 m ² 緑 地：1 箇所、約 690 m ²

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の公共施設	上 水 道：東京都水道事業より供給を受ける。 下 水 道：公共下水道に放流する。 ガ ス：ガス事業者より供給を受ける。
	公 益 的 施 設		集 会 所：1 箇所 保 育 園：1 箇所 駐 車 場：計画戸数の約 3 割に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：計画戸数の約 1.5 倍に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。
住 宅	周囲との調和を図りつつ、合理的かつ有効な土地利用を図るため、区域南東部の住棟 3 棟および保育園のある住棟は高さ 20m 以下として適宜配置する、その他の住棟は高さ 18m 以下とし、住環境に配慮した配置計画とする。また、団地内の既存樹木を極力残すなど居住環境の向上を図る。		

「区域並びに公共・公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり。」
理由 地域の特性に応じて、合理的かつ有効な土地利用を図りつつ、良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため変更する。

新旧対照表

名 称	東大泉一団地の住宅施設 (東大泉住宅)		
位 置	練馬区東大泉三丁目地内		
面 積	約 2.5 ha (約 2.9 ha)		
建 築 物 の 限 度	建築面積の敷地面積に対する割合	4/10 以下 (2/10 以下)	
	延べ面積の敷地面積に対する割合	14/10 以下 (5/10 以下)	
	(住宅階建)	(4~5 階建)	
住 宅 の 予 定 戸 数	高 層	——	
	中 層	約 520 戸 (約 358 戸)	
	低 層	——	
	計	約 520 戸 (約 358 戸)	
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	団地の外周に、原則として幅員 6 m 以上の区画道路を配置し歩道または歩行者通路を設置する。
		公 園 お よ び 緑 地	街区公園：2 箇所、合計約 4,300 m ² 公園：1 箇所、約 620 m ² 緑地：1 箇所、約 690 m ²

配 置 の 方 針	公 共 施 設	その他の 公共施設	上 水 道：東京都水道事業より供給を受ける。 下 水 道：公共下水道に放流する。 ガ ス：ガス事業者より供給を受ける。
	公 益 的 施 設		集 会 所：1 箇所 保 育 園：1 箇所 駐 車 場：計画戸数の約 3 割に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：計画戸数の約 1.5 倍に相当する台数分を確保し団地内に適宜配置する。
住 宅	住 宅		周囲との調和を図りつつ、合理的かつ有効な土地利用を図るため、区域南東部の住棟 3 棟および保育園のある住棟は高さ 20m 以下として適宜配置する、その他の住棟は高さ 18m 以下とし、住環境に配慮した配置計画とする。また、団地内の既存樹木を極力残すなど居住環境の向上を図る。

「区域並びに公共・公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり。」
理由 地域の特性に応じて土地の合理的かつ有効な利用を図りつつ、
良好な居住水準と居住環境を有する公共住宅の供給に寄与するため変更する。

変更概要

名 称	変 更 概 要
東大泉一団地の住宅施設	<p>1 名称の変更 (旧)東大泉住宅 ⇒ (新) 東大泉一団地の住宅施設</p> <p>2 区域・面積の変更 (旧)約 2.9 ha ⇒ (新) 約 2.5 ha</p> <p>3 建築物の限度 (旧)建 ぺ い 率：2/10 以下 ⇒ (新)建 ぺ い 率： 4/10 以下 容 積 率：5/10 以下 ⇒ 容 積 率：14 /10 以下 住 宅 階 建：4～5 階建 ⇒ 制限なし</p> <p>4 住宅の予定戸数の変更 (旧)約 358 戸 ⇒ (新) 約 520 戸</p> <p>5 公園・緑地の配置の方針の変更 (旧)児童公園 4 箇所 ⇒ (新)街区公園 2 箇所 合計約 4,300 m² 公 園 1 箇所 約 620 m² 緑 地 1 箇所 約 690 m²</p> <p>6 公共施設の配置の方針の変更 (旧)ガスボンベ室 1 箇所 ⇒ (新)上水道：東京都水道事業より供給を受ける。 共同し尿浄化槽 1 箇所 下水道：公共下水道に放流する。 ガス：ガス事業者より供給を受ける。</p> <p>7 公益的施設の配置の方針の変更 (旧)集会所兼管理事務所 1 箇所⇒(新)集 会 所：1 箇所 保育園：1 箇所 駐 車 場：計画戸数の約 3 割に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。 自転車置場：計画戸数の約 1.5 倍に相当する台数分を確保し、団地内に適宜配置する。</p> <p>8 住宅の配置の方針の変更 (新)周囲との調和を図りつつ、合理的かつ有効な土地利用を図るため、区域南東部の住棟 3 棟および保育園のある住棟は高さ 20m以下として適宜配置する、その他の住棟は高さ 18m以下とし、住環境に配慮した配置計画とする。また、団地内の既存樹木を極力残すなど居住環境の向上を図る。</p>

東京都市計画一団地の住宅施設
 東大泉一団地の住宅施設計画図（配置図）

